



2022年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社パイロットコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 伊藤 秀  
(コード番号 7846 東証第1部)  
問合せ先 執行役員 人事部長 畑野 且次  
(TEL. 03 - 3538 - 3700 )

### 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2021年度より導入している取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）に関し、2021年12月24日に公表しました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」に伴い本制度の対象者を変更する等一部改定のうえ継続することに関する議案（以下「本議案」という。）を、2022年3月30日に開催予定の第20期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象に、中期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を下記2.のとおり一部改定の上、継続することを決定いたしました(※)。
- (2) 本制度は、当社の中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、役位及び対象期間中の業績目標の達成度等に応じて対象期間終了後の一定時期に、役員報酬として当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う制度であり、本制度の継続にあたっては、下記2.の本制度の一部改定に関して、本株主総会において本議案の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬BIP信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しており、2022年度以降の本制度の継続にあたっては、本制度を一部改定のうえ本信託の信託期間を延長します。

(※) 当社は、本制度の継続について、社外取締役が委員の過半数である指名・報酬諮問委員会にお

いて、本制度の継続を審議頂き、相当との答申を得ております。

## 2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたり、従前の制度から以下の点を一部改定いたします。下記以外の本制度の詳細は2021年2月26日付「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

### (1) 本制度の対象者

2021年12月24日に公表しました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度の対象者は、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「対象取締役」という。）とします。変更前後の制度対象者は下表の通りとします。

| 現在の制度対象者                       | 変更後の制度対象者                                  |
|--------------------------------|--|
| 取締役<br>(ただし、社外取締役及び国内非居住者を除く。) | 取締役<br>(ただし、監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。) |

### (2) 本制度の信託期間

本制度の延長後の信託期間は、2022年5月31日（予定）から2025年5月末日（予定）までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を継続することがあります。その場合、その時点において当社が策定している中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一期間について本信託の信託期間を延長し、当社は延長された期間ごとに追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に本信託内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

### (3) 本信託に拠出される信託金の予定額及び本信託から交付等が行われる当社株式の予定株数

本株主総会においては、対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための拠出金額の上限を1事業年度あたり50百万円（※1）とし、対象取締役に交付等が行われる当社株式の総数は、1事業年度あたり10,000株（※2）を上限として、承認決議を行うことを予定しております。なお、今回の本制度継続に係る対象期間を通じたそれぞれの上限は150百万円と30,000株となります。

（※1）上記（2）による本信託の継続を行う場合には、50百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額を上限とし、本信託へ拠出することといたします。

（※2）上記（2）による本信託の継続を行う場合には、10,000株に新たな対象期間の年数を乗じた株数を上限とします。この上限交付株数は、上記の信託金上限額を踏まえ

て、直近1年間の株価等を参考に設定されています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ② 信託の目的   | 対象取締役に対するインセンティブの付与                                    |
| ③ 委託者     | 当社   |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）            |
| ⑤ 受益者     | 対象取締役のうち受益者要件を充足する者                                    |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦ 信託延長契約日 | 2022年4月25日（予定）   |
| ⑧ 信託の期間   | 2021年5月26日～2025年5月末日（予定）                               |
| ⑨ 制度開始日   | 2021年5月26日   |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しない  |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫ 信託金の上限額 | 50百万円/年間（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）                            |
| ⑬ 帰属権利者   | 当社   |
| ⑭ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上